

阿見町シルバー人材センター に入会しませんか？



阿見町シルバー人材センター事務局 ☎888-2036
高齢福祉課 ☎888-1111 (内線 142)

阿見町 シルバー人材 センターとは

阿見町シルバー人材センターは、法律に基づき平成3年4月に設立し、町総合保健福祉会館の別館に事務所を設け、企業や家庭、公共団体などから臨時的、短期的または軽易な仕事を引き受けます。「自主・自立、共働・共助」を理念とし、地域の高齢者に働く機会と生きがいを提供しています。令和5年8月1日現在、320人の会員が、サポーター（賛助会員30事業所）とともに活動をし、地域社会の発展と活性化に貢献しています。

こんな仕事をしています

一般家庭では

- ▼植木の手入れ ▼草刈り・草取り
- ▼襖・障子貼り・網戸張替え ▼農作業
- ▼大工作業 ▼花の水やり ▼電球交換
- ▼独自事業（草人形制作販売）
- ▼空き家見守りサービス
(町ふるさと応援寄附返礼品) など

企業、公共団体では

- ▼植木の手入れ ▼草刈り ▼受付
- ▼オペレーター ▼文書配達 ▼清掃
- ▼不法投棄回収 ▼給食運搬 ▼違反広告物撤去
- ▼駐車場案内 ▼部品の入出庫▼カート回収
- ▼部品や商品包装 ▼倉庫内整理 ▼内職
- ▼洗車 ▼イベント準備・片付けなど

「生涯現役」いつまでも元気で働いていたい！

高齢者の皆さん、あなたの知識や経験、技能を地域のなかで役立ててみませんか？

※下記①～⑦のすべてに該当する人が対象です

- ①町にお住まいでおおむね60歳以上
- ②健康で働くことを通し、社会参加することに意欲がある
- ③副収入を得る程度の仕事を考えている
- ④シルバー人材センターの理念に賛同し、会員相互に協力し助け合い就業できる
- ⑤入会説明会を受講しシルバー人材センターの趣旨、目的を理解した（入会承認制）
- ⑥年会費（2,000円）を納入していただける
- ⑦ボランティア活動に参加していただける



シルバー人材センターへよくあるお問い合わせ



① 会員になれば必ず仕事に就けますか。

- Ⓐ 会員の希望に沿った就業先を適材適所の観点からご紹介していますが、センターは会員に就業保証する団体ではありません。受け身ではなくゆとりを伴った積極的な姿勢が期待されます。ご自身の就業機会の拡大のためにご相談ください。

② ローテーション就業について教えてください。

- Ⓐ 一つの仕事を複数の人が交代で就業することをいいます。突然の用事や体調不良により就業予定者が休む場合も、他の会員が補うことで、柔軟に仕事を続けることができます。

③ 軽易な業務とはどの程度のものでしょうか。

- Ⓐ 1週間当たりの就業時間が概ね20時間を超えないものです。

④ 臨時的かつ短期的な就業とは何日ぐらいをさしますか。

- Ⓐ 生計維持を目的とした本格的な就業ではなく、連続又は断続的な月10日程度以内の就業です。

問：公益社団法人阿見町シルバー人材センター事務局 ※受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）
☎ 888-2036 FAX840-2486 HP：https://webc.sjc.ne.jp/ami/ E：ami@sjc.ne.jp